２０１９年度　福祉の出前講座実施要項

社会福祉法人　山口県社会福祉協議会

１　目的

これから進路や就職先を検討していく小学生、中学生、高校生、大学生等を対象に、山口県内の福祉・介護職場で働く職員が、仕事内容や魅力、やりがい等を語る出前講座を実施することにより、福祉・介護業界の認知度を高めるとともに理解促進を図り、進路選択の一つに加えてもらうことを目的に本事業を実施する。

２　対象者

　　小学生、中学生、高校生、大学生、短期大学生、専修学校生等（以下「学校」という）

３　実施体制

　〔主催〕　　山口県

　〔実施主体〕社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 山口県福祉人材センター

　　　　　　　（以下「県社協」という）

４　実施内容等

（１）出前講座の内容

福祉・介護職場のホントについての講義　等

（講義テーマ例）「福祉・介護の仕事とは？」

　「なぜ福祉・介護の仕事を選んだのか？」

「どのような資格が必要なのか？」

　　　　　　　 「仕事のやりがい、楽しさは何か？」　等

（２）実施時間

１講座１時間程度 （学校の要請で延長、短縮可能）

（３）実施期間

　　　平成３１年（２０１９年）４月１日から

平成３２年（２０２０年）３月３１日まで

　※ただし、出前講座申込受付は、平成３２年（２０２０年）１月３１日までとする。

５　講師等

（１）講師

県内の福祉・介護職場に所属する役職員

その他目的を達成すると見込まれる者　等

（２）講師料

講師の旅費・謝金は、「山口県社会福祉協議会　講師謝金等支給単価表」のとおり

とする。

６　県社協の主な役割

　　県社協は、次の役割を行うものとする。

（１）調整及び通知

　①「福祉の出前講座申込書」（様式１）を受けた時は、学校と講師との日程等の調整を行う。

　　②講師所属施設と講師に様式２、３を送付する。

　　③学校へ様式８を送付する。

（２）講師謝金の支払事務

　　①講師から、様式４、５、６、７を受理する。

　　　※様式７については、講師謝金総額が５万円以上のみ提出してもらうこととする。

②講座終了後、学校からの「実施報告書」（様式９）を受理後、講師謝金を支払うとともに、様式１０を送付する。

７　講師の主な役割

　　講師は、次の役割を行うものとする。

（１）講師は、様式４、５、６、７を県社協に提出する。

　　　※様式７については、講師謝金総額が５万円以上のみ提出する。

（２）講座内容の検討および配布資料等の作成

学校のテーマに基づき、講座内容を検討し、必要に応じて配布資料を作成する。

（３）講座の実施

８　学校の主な役割

　　学校は、次の役割を行うものとする。

（１）学校は、「出前講座申込書」（様式１）を、出前講座希望日程日２ヶ月前までに県社協に提出する。なお、申込書の提出は、講師からの提出も可能とする。

（２）学校は、出前講座終了後、１０日以内に「実施報告書」（様式９）を県社協に提出する。

　　　　附　則

　　この要項は、平成３１年（２０１９年）４月１日から施行する。